

入札公告

一般競争入札(事後審査型条件付)を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月25日

上野原市長 村上 信行

1 入札に付する事項

入札番号	修繕第18号		
事業名	脱炭素化推進事業		
修繕名	旧桜井小学校屋内運動場照明器具交換修繕		
施工場所	上野原市秋山字桜井安良井		
予定工期	契約日の翌日から令和9年3月12日		
概要	照明器具交換修繕 1式		
予定価格	7,437,000円(消費税及び地方消費税抜き)		
最低制限価格	不適用		
入札保証金	免除	契約保証金	納付(10%以上)
前金払	適用(40%以内)	部分払	選択(部分払1回以内) 契約時に選択届の提出がない場合は、部分払を選択したものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札共通説明書(以下、「共通説明書」という。)に示すほか、次の要件を満たしている者。

有資格者名簿登録	令和7・8年度上野原市入札参加資格者名簿(建設工事)に登録され、電気工事業についての許可を有していること。
地域要件	上野原市内・大月市内及び都留市内に本店があること。
実績要件等	平成28年9月以降に官公庁発注で請負金額が240万円以上の電気工事の施工実績(完成・引渡し)が元請として1件以上あること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
経営事項	令和7・8年度上野原市入札参加資格者名簿(建設工事)申請時の経営事項審査の総合評定値(P)が電気工事業において500点以上であること。
配置予定技術者	配置予定の技術者は、建設業法に基づく適正な技術者を配置できること。
その他	*「9 暴力団員による不当な行為の防止等について」記載の内容を確認して下さい。 *申請資料等に記載する経営審査事項の総合評定値(P)については、令和7・8年度上野原市入札参加資格者名簿(建設工事)申請になるので、確認のうえ記入すること。

3 入札等日程

入 札 等 日 程	公告日	令和8年 9月 25日（金）	
	設計図書等貸出開始日	令和8年 9月 25日（金）	当日貸出可
	設計図書等貸出締切日	令和8年 10月 5日（月）	午後5:00まで
	質問提出期限	令和8年 10月 6日（火）	午前10:00まで
	質問回答期限	令和8年 10月 7日（水）	午後5:00まで
	入札参加申出書提出期限	令和8年 10月 8日（木）	午後5:00まで
	入札・開札予定日時（開札は入札終了後）	令和8年 10月 14日（水）	午前9:30まで
	入札参加資格確認申請提出期限	令和8年 10月 15日（木）	午後5:00まで

4 設計図書に関する事項

貸 出 期 間	入札公告日から	令和8年 10月 5日（月）	午後5:00まで	（ただし、閉庁日は除く）
貸 出 方 法 等	設計図書借用書に必要事項を記入の上、借用日までに財政経営課にFAXにて申請し設計図書を借用する。（送付の際は、電話連絡をすること）なお、入札日までに返却すること。			
質 問 締 切 り	令和8年 10月 6日（火）	午前10:00まで		
回 答 期 限	令和8年 10月 7日（水）	午後5:00まで		
質 問 書 送 付 先	財政経営課管財担当：FAXにて送付（送付の際は、電話連絡をすること）			

5 入札参加の申出に関する事項

受 付 期 間	入札公告日から	令和8年 10月 8日（木）	午後5:00まで	（ただし、開庁日は除く）
	受付時間：午前9時から午後5時まで			
申 し 込 み 方 法	入札参加申出書（様式第1号）を財政経営課にFAXにより送付すること （送付の際は、電話連絡をすること）			

6 入札の日時・場所

日 時	令和8年 10月 14日（水）	午前9時から午前9時30分まで
場 所	上野原市役所 財政経営課 カウンター （入札書及び内訳書は封筒に入れ、必ず封をして表に入札番号、件名、会社名を記入すること）代理人が入札する場合は、委任状を入札の際に提出してください。	

7 開札の日時・場所

日 時	令和8年 10月 14日（水）	（入札終了後準備が出来次第実施します）
場 所	上野原市役所 2階会議室D	

8 提出書類

入札参加者提出書類	共通説明書のとおり （申請書等の書類作成に要する費用は、提出者の負担とし、書類の返却はしません。また、提出された書類は、当方において公表又は無断で使用することはありません）
そ の 他 提 出 書 類	入札参加資格確認申請の書類については、 最低価格で入札した落札候補者のみ提出 してください。その他の落札候補者については、管財担当より指示があった場合にのみ提出をお願いいたします。 本件においては、実績を要件としているため、入札参加資格確認申請時に実績を確認できる契約書等の書類（概要、技術者の配置等が確認できる書類）を提出すること。

9 暴力団員による不当な行為の防止等について

- ・上野原市の入札に参加する場合においては、下記を確認・了承の上、参加の申し出をすること。
- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
- 3 なお、必要がある場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾し、また、照会で確認された情報は、今後、市と行う他の契約等における身分確認に利用させていただきます。

10 その他

- ・入札手続等に関する事項、落札者の決定方法等については、共通説明書に示すとおり。
- ・入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ・入札参加資格確認申請の提出場所は、財政経営課とする。
- ・落札者が契約締結までの間に「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げた参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。またこの場合において市は損害賠償等の責めを負わないものとする。
- ・入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。
- ・物品、資材等の購入については、上野原市内の事業者からの購入に努めること。
- ・建設労働者の確保及び適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。

11 問合せ先

〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832

上野原市役所 財政経営課 管財担当 TEL0554(62)3118 FAX0554(62)5333